

2012年8月 吉日

終身会員制度について

株式会社グリーンクラブ
千葉夷隅ゴルフクラブ

終身会員制度とは、クラブ在籍3年以上で満年齢60歳以上の個人正会員または個人平日会員の方が、ご自身の会員権をご息やご兄弟なりの親族に譲渡する際に要する名義書換料を大幅に割引し、加えて、ご自身は終身会員へ移行することにより、一代に限り生涯会員としてのプレー権（譲渡不可）を持ち続けることが出来る制度です。

1. 終身会員制度の資格要件

- ①クラブ在籍が3年以上で、満年齢が60歳以上の会員の方。
- ②男性・女性を問いません。
- ③法人会員の方は対象外となります。

2. 終身会員について

- ①所定（資格審査、他）の手続にて入会の受付・承認を行います。
- ②会社及び理事会が承認した個人の会員とします。
- ③利用に関して終身正会員は個人正会員と、終身平日会員は個人平日会員と同等の資格となります。
- ④資格・権利は本人限りとし譲渡、相続、継承、貸与はできません。
- ⑤ハンディキャップは従来通り取得できます。（既取得者は継続できます）
- ⑥当クラブ主催の公式競技会へのエントリー資格を有します。
- ⑦年会費は個人正会員・個人平日会員と同額になります。
- ⑧終身会員にはその証として終身会員カードを発行いたします。
本カードはゴルフ場利用の際必ずフロントへご提示ください。

3. 親族名義書換者（譲受人）の範囲

- ①配偶者及び2親等以内の男女（原則として、子・兄弟・姉妹・孫およびそれぞれの配偶者）
- ②譲受人は、譲り受け時点において満20歳以上で、人格識見ともみすぐれた者であること。
- ③会員ご本人からみて2親等以内であることの証明書（戸籍謄本等）をご提出いただきます。
- ④入会申請者は、所定（資格審査等、他）の入会手続きにて入会の受付・承認を行います。
- ⑤現在ご家族優待登録をされている場合は、その資格は喪失いたします。

4. 親族名義書換料

- | | | |
|---------|---------------|-------------------|
| ①個人正会員 | 20,000円(消費税別) | 従来は400,000円(消費税別) |
| ②個人平日会員 | 10,000円(消費税別) | 従来は200,000円(消費税別) |

◆本件に関するお問い合わせは…

株式会社グリーンクラブ広報室 TEL(0470)80-7700(平日 10:00~17:00)